

「職場における受動喫煙防止対策」事業 （新規）

平成22年8月

労働基準局労働衛生課（鈴木幸雄課長）〔主担当〕

労働基準局労働衛生課環境改善室（亀澤典子室長）〔担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること											
	1	2	3	4	5	6	7	8			
施策大目標分野	労働条件の確保改善	安全・安心な職場作り	と 復帰の促進等を図ること	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会	勤労者生活の充実を図ること	な就業環境を整備	均等待遇の確保を推進するとともに、在宅就労及び家内労働者の適正	パートタイム労働者の形成を促進すること	安定した労使関係等の促進を図ること	個別労働紛争の解決の促進を図ること	労働保険適用徴収業務の適性かつ円滑な実施を図ること

施策中目標

1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

※並列する施策中目標はありません。

施策小目標

1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定められた快適職場形成の一環として進めてきており、一定の成果も見られるところである。

しかしその後、健康増進法（平成14年法律第103号）が平成15年に施行され、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「たばこ規制枠組条約」という。）が発効するなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化している。また、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の強まりなどから、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつある。特に、厚生労働省が実施した平成19年労働者健康状況調査によれば、いまだ90%以上の労働者が職場における喫煙対策の更なる改善を望んでいる。

このような状況を踏まえ、今後の職場における受動喫煙防止対策の在り方について、平成21年7月より「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を開催して議論を行い、平成22年5月に検討会報告書が取りまとめられたところである。報告書においては、受動喫煙防止対策に取り組むことは事業者の義務とすべきとされ、具体的な対策として、一般の事務所や工場においては全面禁煙又は喫煙室設置による空間分煙とすることが、また、顧客の喫煙により全面禁煙又は空間分煙が困難な飲食店等であっても、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要とされている。

今後、報告書の内容を踏まえ、制度改正について労働政策審議会での議論を開始することとしており、本事業と併せて職場における更なる受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。

（関連指標の動き）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙にしている」といった有効な対策を講じている事業所の割合（※1）	—	—	46%	—	—
2	喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	—	—	92%	—	—
3	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	—	—	65%	—	—
（調査名・資料出所、備考等）						
厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」（5年に1回調査。前回調査は平成19年。）						
（※1は同調査より算出）						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

厚生労働省（本省）、都道府県労働局、労働基準監督署、受託者（企画競争入札により選定の予定）

(2) 概要

（厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署）

新たな受動喫煙防止対策（事業者の義務による、全面禁煙・喫煙室設置による空間分煙等）について、厚生労働省（本省）において周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行うとともに、新たな受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、事業者に対して全国の監督署単位で説明会を実施する。また、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請・審査を経て喫煙室設置に係る費用の一部を助成する。

（受託者）

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、まずコンサルタント等専門家による電話対応を一元的に行い、必要に応じて全国各地のコンサルタントが担当区域内の事業場を訪問して指導及び助言を行う。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげる。

(3) 目的

新たな受動喫煙防止対策について、周知啓発及び事業場からの相談対応を行うとともに、飲食店等における喫煙室設置による空間分煙を推進することで、職場における更なる受動喫煙防止対策の推進を図り、もって労働者の健康障害を防止することを目的とする。

(4) 予算

会計区分：労働保険特別会計 労災勘定

平成23年度予算要求：432百万円

職場における受動喫煙防止対策事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	—	432百万円

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

法令に基づく新たな規制の制定であり、規制内容の説明等については、制度を担当する行政機関が行う必要がある。

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止対策の実施に係る事項であり、地方自治体に当該事項を担当する部署が存在しないため、国が実施する必要がある。

③ 民営化・外部委託の可否：可／否

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対する専門技能を有する民間のコンサルタント等による指導及び相談対応業務については、民間に委託することとする。

④ 他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

日本政策金融公庫が行っている融資事業として、喫煙室設置を含めた設備資金に対する生活衛生貸付があるが、経営基盤の脆弱な中小企業に対しては、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する等、更なる支援を行う本事業が必要である。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

神奈川県が行っている助成事業として、喫煙室設置を含めた設備資金の融資に対する利子補給事業があるが、神奈川県内の事業場のみが対象であり、経営基盤の脆弱な中小企業における利便性がより高い本事業が必要である。

3) 他省庁に類似の取組はないか

他省庁における類似の取組について、これまでに確認できたものはない。

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

職場における受動喫煙防止対策の周知・啓発、喫煙室の助成、喫煙室設置に係る相談対応
→ 職場における全面禁煙、分煙の推進

- 労働者の受動喫煙を受ける機会の減少
- 労働者の健康障害の防止

（検証）

上記の仕組みが機能するためには、事業者に対し受動喫煙防止対策の必要性・重要性を伝え、理解いただき、必要な対策を講じていただく必要がある。都道府県労働局、労働基準監督署が要となって機能し、事業者に対し、身近なところでの周知・啓発活動を丁寧に実施すること、また、民間に委託して行う喫煙室設置等に係る相談対応事業についても、当該事業の存在を事業者幅広く伝え活用いただくことや、事業者において質の高い相談対応が実施されるよう、事業の実施状況を把握し、適宜必要な取組を行うことが必要である。

効果の発現には、喫煙室の設置等事業者側に負担が生じる対策もあり、事業者側の準備等も必要であることから、一定程度の期間がかかると考えられる。なお、新成長戦略において、2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」を掲げている。

（3）効率性の評価

本事業では、指導、助言を行うに当たって実際に事業場を訪問する必要がある場合には、全国各地のコンサルタントが担当する事業場を訪問することとしており、コンサルタントの移動コスト低減を図ることができることに加え、既に専門技能を有するコンサルタントを活用することにより行政が専門家を養成するコストを省くことができる点で効率的である。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげることであり、高い効率性が発揮されることが期待される。

（4）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

喫煙室設置に係る技術的相談対応については、地域の偏重なく全国すべての事業場からの問い合わせに対応できる体制を考えており公平性は確保されている。また、顧客が喫煙するために、直ちに全面禁煙等の有効な対策を講じることが困難な職場で働く労働者にも、本事業による喫煙室設置を促進することにより、一般の事務所の労働者と同様に公平に受動喫煙を受けずに働く環境が整備されることが期待される。

5. 評価の反映

4（2）有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むこととした上で、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。

6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙にしている」といった有効な対策を講じている事業所の割合（※1）	H19年調査より増加／H24年	あり
喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（H24年予定）（※1は同調査より算出）		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
監督署における説明会開催率	100％／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等）		

(評価計画)

本事業の長期的な効果を測定するために、平成24年以降の労働者健康状況調査を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

7. 参考

本評価書中で引用した調査、検討会報告書、閣議決定は以下のサイトで確認できる。

○平成19年労働者健康状況調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/anzen/kenkou07/>

○職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006f2g.html>

○新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>